

夫婦における「親密性の変容」の考察

富 吉 素 子

問題の所在

日本は1955年から65年にかけて、いわゆる高度経済成長を経験する。それは重化学工業の発展、商業活動の活発化、若年労働者をはじめ大量の労働者の都市への移動を伴っていた。この過程で、労働者の収入の増加と消費意欲をかきたてるコマーシャル活動の増大は、家庭に電化製品を持ち込み、そのことがいっそう共働き世帯の増加となって現れていく。高度成長の後半、60年代になると、農村から都市への人口集中、大家族制の崩壊、高学歴化など、社会構造が大きく変わり、社会の最小単位である家族の構造や機能、そして家族関係も大きく変化した。

家族関係の変化の中での離婚数の増大、それも熟年離婚の増加は、しばしば語られるように、「女性の経済的自立による女性の独立心の芽生え」などではとらえきれない問題をはらんでいる。崩壊に向かいつつあるかのようにみえる家族の結びつきとは何なのであるうか。

一般に、家族のサイクルは、一組の男女がその合意に基づき、夫婦関係を形成することから始まる。そして、その夫婦は子の誕生、育成、独立を経て、再び夫婦のみの家族へ、さらに終止の過程へ向かう。この過程で、男女関係、夫婦関係、家族関係が以前とは大きく変化してきた。

本稿では、現代の家族、とくに夫婦関係の「脱制度化」(後述)について、とりわけ夫婦を中心に、男女の親密性がいかに変容したかということについて考えてみたい。

1. 夫婦関係の脱制度化

夫婦関係の脱制度化を述べる前に、夫婦関係の多様化についてみておこう。現代の夫婦関係は、第一次近代家族(1960年代～1975年ごろ)の性別役割分業が比較的明確であった時代と比較して多様化の現象がみられる。その代表的な現象としては、離婚、家庭内離婚、事実婚(非法律婚)、夫婦別姓、晩婚化、非婚化などがあげられる。このような現象について人々は、家族が危機に瀕しているのではないかという危惧を抱く。宮坂(1997年)によれば、江原はこの家族の危機を、個々の家族が崩壊の可能性にさらされている「家族の危機」と、歴史的・文化的に特定の家族形態が変容し別の形態に移行する「家族の危機」

の二つに分けている（江原、1988年）。宮坂は、夫婦の多様化の現象を後者の視点で分析している。

すなわち、今、揺らぎつつある制度（規範）とは何か。欧米の社会史の知見を援用すれば、「近代家族」の夫婦に付与された規範は、「恋愛結婚」して、「結婚 愛 性」を一つに見る見方である。「愛する二人が、法的な結婚をし、夫婦は愛し合う。夫婦間の性は愛を確認する手段となる。そして、愛の結晶たる子どもを生み育てる」（宮坂、同掲）。この堅固であったはずの夫婦の性愛関係の排他性は、どのような形式で「脱制度化」することになるのだろうか。

渡辺は、「脱制度化」という言葉は、「特定の支配的規範にもとづく家族行動が弱まる状況」をさしており、「多様な家族行動が規範（価値）的に併存する」ようになるとき、「脱制度化」されたという（渡辺、1993年）。

したがって、脱制度化を考えるためには、結婚＝法律婚を支持するか、「愛」があるか、「性」があるかにより、類型化すると考えやすく、すべてを有するときに典型的な近代結婚であり、「法律婚」を支持した上で、「愛」や「性」が各々、または両方共ない場合や、そもそも「法律婚」を支持しない場合などを分けると、8分類することができる。とはいえ、現在の一般的状況は実は、典型的な近代結婚がまだまだ、支配的である。

にもかかわらず、先に述べた「離婚、家庭内離婚、事実婚（非法律婚）、夫婦別姓、晩婚化、非婚化」などの現象は、個々人が具体的に抱えている家庭内の諸問題の中に何か共通の事象を見出すことはできるのであろうか。その背後にある何かについて考えてみたい。

A．ギデンズは、著書『親密性の変容』のなかで、セクシュアリティ、愛情、エロティシズムの問題について考察している。その序論には、次の記述がある。

今日、女性は、歴史上初めて男性との対等な関係を要求している。この論考で、私は、ジュンダーによる不平等が経済や政治の分野でどれほど存続しているかを分析したいのではない。むしろ、女性たちが 自分はフェミニストであると自覚している女性集団はもとより、毎日の暮らしに忙しい普通の女性たちが 極めて重要な、また一般化が可能な変化を切り開いてきた、感情的秩序の問題である。これらの変化は、「純粋な関係性」、つまり、性的にも感情的にも対等な関係が実現できる可能性を探求することと本質的に結びついている。そして、そうした対等な関係性の構築は、性差にもとづく既存の権力形態の打破を暗に意味している（ギデンズ、p.12）。

日本に即していえば、1945年の敗戦後、新憲法の制定、労働法の制定などが行われ、法的には男女平等、同一労働・同一賃金など基本的な権利が承認された。そして、1955年より高度経済成長時代へと入り、社会は、公的領域と私的領域の分離が進む。日本全体の経済成長の中で女性も徐々に社会進出を遂げるようになる。ただし、よくいわれる M 字型

カーブの現象にみられるように、20代後半～30代前半の女性は結婚・出産を契機として家庭に入り、家事育児に専念せざるを得ない状況となる。近代家族の誕生である。ここに女性の公的領域からの締め出しという現象が起こり、私的領域を担当する女性（主婦）に問題を内包させることとなる。これが、ギデンズの感情的秩序の問題をさしていると思う。

ロマンティック・ラブの高まりは、純粋な関係性の根源に関する事例研究となってきた。ロマンティック・ラブという理念は、もちろん男性にも影響を与えなかったわけではないが、男性よりもむしろ女性の向上心に長い間にわたって影響を及ぼしてきた。ロマンティック・ラブという心的態度は、女性の置かれた状況に二重の強い影響をもたらしてきたのである。この心的態度は、一方で、女性を「家庭」という「女たちの居場所」に押し込める働きをしてきた。とはいえ、ロマンティック・ラブは、他方で、近代社会の有す「男性性」と、積極的に、また、根本的に結びついているとみなすことができる（ギデンズ、p.12）。

ロマンティック・ラブとは、かつて中世の騎士と貴婦人の間に発したとされ、「魂の高められた状態」の恋愛感情をいう。かつて婚姻とは、生計や資産、家計の維持を第一義とし、親族や共同体の網の目のなかで決定される社会経済的行為であった。この解釈は理念的なものであり、もちろん、地域的な差や階層的な差というものは広くあったと考えられる。農山村において、近隣関係のなかで青春のロマンは古今東西生まれたであろう。しかし、ロマンティック・ラブは、キリスト教に根ざした崇高な恋愛感情であり、先の結婚とは対極に位置していた。そして、新しい家族（近代家族）においても夫と妻が愛し合い人格的で私的な性愛の感情によって結びつくこと（牟田、1997年、p.11）が理念とされた。

近代社会には、いまだ十分明確になっていないが、感情の歴史が覆い隠されている。それは、表向きの自己とは切り離された、男性による性の追求という歴史である。男性による女性の性的支配は、近代の社会生活の単なる付随的特徴ではない。男性による女性の性的支配が崩壊し始めるにつれて、男性のセクシュアリティが衝動的なものであることを、われわれはより明白な形で知ようになる。…今日、男性と女性の間には底知れぬ感情の溝が大きく口を開けており、その溝をどの程度埋めることができるのかについて、誰も確信を持って言い当てることはできない（ギデンズ、p.13）。

さきに述べた夫婦関係の多様化の中に表されていることが、結果としてこの「感情の溝」ということを示しているのではないだろうか。夫婦関係の希薄化、破綻にはさまざまな要因があると思われるが、そこにも「感情の溝」があったのではないかと思われる。それでは、そこにはどのような「感情の溝」があったのだろうか。ギデンズは「家父長制」との関連でこの点に言及している。次に、この点についてみることにしよう。

2. 残存する家父長制

ギデンズは、後期モダニティ（「第二の近代」）は、二つの仕方、一つは「グローバル化のような非常に広範囲に及ぶ様式と、同時にまた極めて集約的な、個別化された様式で作用する」と指摘し、さらに、モダニティが親密な事柄や個人的な事柄の本質を変える点についても言及している。

モダニティは、つねに伝統と対比されています。しかし、伝統は、生活の多くの領域でとりわけ、日常生活のなかに残存してきました。その理由は、主として家父長制家族が、民主化されずに残ってきたため、優勢であったからです。家父長制家族という形態は、この家族形態と結びついたジェンダーやセクシュアリティをめぐる規範とともに、今日、崩壊しはじめており、その結果として好機とディレンマをともに生み出しています（ギデンズ、2001年、p.186）。

たしかに日本においても、戦後、新憲法の制定に始まり、財閥解体、農地解放、教育制度の改革、旧民法改正により、戦前の家父長制度下の意識は払拭されるはずであった。しかし、現実にはムラの意識をはじめ、家族、親族内における人々の意識はすぐには変わらず、その中に家父長制の家族意識が民主化されぬままに残った。初期には、直系家族においては、「家父長」転じて「世帯主」と家族員間の支配・被支配関係、核家族においては、夫婦関係や親子関係における支配・被支配関係が、生活の目には見えない隅々に生き残ってきた。

家父長制家族は、もちろん、男性による経済的支配を反映していました。しかし、家父長制家族の感情面での不平等も同じように重要であると、私は思います。家父長制家族は、男性のセクシュアリティに中心的役割を配分し、貞淑な女性だけをさまざまな範疇の墮落した女性たち 売春婦や情婦、遊女 から区別してきたのです。このような分裂した見方は、対等なコミュニケーションをとおして形成される関係性と、明らかに両立できません。「親密性」は対等なコミュニケーションが達成されている場合、関係性における平等を言外に意味しており、この（今日、具体的には愛情関係を指すために用いられる）関係性という言葉もまた、この親密性と同一種類の一連の観念や行為の中で使われる表現として、比較的新しく出現したのです（ギデンズ、2001年、p.187）。

ここで強調されているのは、家父長制家族には感情面での不平等があったことであり、そのような不平等な関係の下では、対等なコミュニケーションはとられず、「親密性」を生む関係性を作ることにはできないということである。家父長制といえば、通常、戸主と家族成員のタテの関係を思い浮かべる。家長はイエの統括者として成員を統合するという従

来の見解からは、およそかけ離れた視点からの分析である。タテの関係のなかでは、支配・被支配関係があるのは当然であり家長に求められるのは威厳や、権威であった。したがって、支配する立場の側に「親密性」を期待するという発想自体がなじまないものと思われる。しかし、そのような支配性が近代に残存した結果が、夫婦の多様化（希薄化、破綻）につながったことを指摘している。そこでギデンズは、これからの家族には平等な関係性が必要であると説き、そのことについて、以下のように述べている。

...これらの領域で生じてきた変化は、個人生活における 男性と女性が、初めて互いに相手を原則的に対等な存在とみなし、子どもたちが権利を獲得する 民主化の要素である。...私的領域の民主化の初期段階は、とりわけ、離婚や父親のいない子どもの問題を中心に、その危機的局面を経験しています。しかし、これらの変化は、それ自体が地球規模で生じており、どの社会もこれらの変化を免れることはできない、と私は思います（ギデンズ、2001年、p.189）。

日本では、すでに児童福祉法、虐待防止法などで、児童の法的地位および安全性は保障されている。今後はこの法の精神に照らし、その恩恵に浴さない子どもの保護が課題となる。また、家族のなかでの平等性とはどのようなことか、真の子どもたちの幸福とは何かということを考えていかなければならない。一例として、子どもが望まないのに、親は子どもに進学を勧めたり、親の夢をかなえるために子どもに自分の希望を託すことができるだろうか。親は子どもと比較して、社会的、経済的、体力的な力の差が歴然としてあり、子どもは暗黙裡にこれを感じて従わざるを得ないことが多い。これまでの親子の感覚では、親子の平等は具体的にはなかなか理解しがたい面もある。ただ、法の前での平等ということを考えれば、子どもたちの主張も認められなければならない。このことは、実は男女の平等も同じ問題である。現段階で、経済的、労働力的に社会的に下位にある女性を平等として意識改革することは、男性にとっては困難なことである。しかし、先述のように、ポスト近代では、私的領域の民主化が求められている。

3．親密性の変容

順序がやや後先になったが、「純粋な関係性」については、「女性・婚姻・関係性」の項目において、ギデンズは次のように述べている。

相手との緊密な、変わらない情緒的きずなを意味する「関係性」という言葉は、比較的近年になって一般に使われるようになったにすぎない。ここでの問題点を明確にするため、こうした現象を指称するのに 純粋な関係性 という用語を、私は導入していきたい。純粋な関係性とは、性的な純潔さとは無関係であり、また、たんなる記述概念でなく、むしろ限定概念である。純粋な関係性とは、社会関係を結ぶというそれだけの目的のために、つまり、互いに相手との結びつきを続けたいと思う十分な満

足感を互いの関係が生み出しているともみならず限りにおいて関係を続けていく、そうした状況をさしている。かつて愛情は、ほとんどの性的に「正常な」人びとにとって、婚姻を介してセクシュアリティと結びついていた。しかし、今日、愛情とセクシュアリティは、純粋な関係性を介して一層強く結びついている(ギデンズ、1995年、p.90)。

1. において述べたように、「近代家族」の夫婦に付与された規範は、「恋愛結婚」して、「結婚 愛 性」を一つに見る見方であった。ギデンズにおける上記の叙述では、「結婚 愛 性」が、「愛情 婚姻 セクシュアリティ」という表現となっており、ここで両者が符合することがわかる。つまり、三つの要素が一体となったときに夫婦は相互に信頼することができ、両者ともに満足していたと思われた。再度、問題としたいのは、そうであるならば、なぜ女性は、感情に溝を感じ、多様なあり方を選択するようになったのかということである。ギデンズは「男性と女性 一緒によいのか、離れていた方がよいのか？」というリアルな設定をして、この問題を考察している。その中で同性愛関係や異性愛関係を調査したハイトの結果を引用している。

ハイトは、回答を寄せた異性愛女性のほとんどすべてが、夫との「言葉によるもっと強い結びつき」を自分たちは求めていると述べていたことを明らかにしている。回答者は、自分たちが率先してもっと緊密な意思の疎通を始めようとすると、面談への抵抗、つまり、感情の遊離に直面すると訴えている。…女性たちは、自分たちが変わらぬ愛情を期待してきた状況が、感情的に乾ききっていることに気付いていった(ギデンズ、1995年、p.220)。

さらにハイトは、事態を次のように表現している。

多くの女性たちは、自分たちが関係性のなかで、対等な情緒的支援や、尊重なり、敬意を受けていないことを知っている。それでも、男性がいかにか人を傷つける態度を取っているかを男性にはっきり説明をしていくのは、難しい。なかには、こうした人を傷つける態度が、それとなく、非常に巧妙なかたちで示されるために、女性は、結局は失望し、守勢をとるようになるとはいえ、なぜなのと問うこと自体はほとんど不可能なことに気付いていく。なぜなら、言動の微細な点を指摘することは、取るに足らない、あまりにも感情的な反応のように思えるからである。しかし、全体として見れば、こうした、小さな出来事の一つでさえ、それが、重大ないさかいは あるいは、もっと一般的には、決して解消できないまた新たな一連の仲たがいを 引き起こしていったとしても、何ら意外でもない。こうしたこまごまとした出来事は、関係性を切り刻み、女性たちを立腹させ、結局は愛情を衰えさせ、たんなる忍耐に変えていくことになるからである(同掲書、pp.221~222)。

一般的に男性と女性を語るときに、これまでは、男性は理性的、論理的とされ、女性は情緒的、感情的といわれてきた。したがって、男性は女性に対して情緒的、感情的であると思うがゆえに、女性を下位にみる。その点について、ギデنزも「平等化は、気持ちの通じ合いの実現可能性と同様、親密な関係性の変容における本質的要素である。男性たちが今日女性に感じている怒りは、おおむね女性たちが家庭や職場などで行う自己主張に対する反発である。逆に、女性たちは、女性が自らのために要求している物質的な権利を、男性が狡猾な仕方なり、巧妙でないかたちで与えるのを拒否しているゆえに、男性たちに腹を立てているのである。女性たちにとっては経済的貧困、男性にとっては感情的貧困、これが男女関係の現況なのであろうか」(同掲書、p 222)と述べて、両者の貧困さを説明している。

男性が経済的優位に立っていることは異なる視点からみると、どのような意味をもっているのだろうか。「男性が女性にもたらす経済的便益を、今日、たとえ女性たちが感謝しているよりは、むしろ恨みに思っているとしても、男性は、依然として一家の稼ぎ手という役割に閉じ込められている。『男らしく振舞う』ことの必要性を強く刷り込まれている。また、女性たちは一般にこうした振る舞いを期待しているが、そうした必要性がもたらす圧迫感は激しいものがある。ゴールドバーグによれば、男性が特権を与えられているという考えは、身体的損傷に関するあらゆる統計データに真っ向から反している。寿命や発病、自殺、犯罪、事故、アルコール依存症、薬物常用に関しては、女性は平均して男性よりも恵まれた状態に置かれているからである」(同掲書、p 223)。

日本に即して考えると、寿命は男女で、9歳の開きがあり、自殺は男性、特に中高年の男性に多い。以下、犯罪、事故、アルコール依存症、薬物常用についても男性が多い。男性の社会的、経済的特権はこのようなひずみをも内包している。女性たちは、ゴールドバーグが文中で語っているように、「自分たちが尊敬でき、冷静沈着で、自己統制ができ、仕事の世界に専念する男性を、現実には積極的に探し求めてきた」。このことは家父長制度の項でも述べたように、家長には威厳や、権威はあるが、親密性とはなじまなかった。女性たちが求める男性像は、かつては、このような家長と相通じる、尊敬や冷静さ、仕事に専念する姿であったが、すでに、女性は「かつて自分たちが魅了されてきた特徴そのものに怒りをおぼえている」のである。なぜなら、女性たちは、男性が最もうまく提供できた気遣いのあり方に高い価値を置かなくなってきたからである(同掲書、pp 224~225)。

そうだとすれば、男性たちも立つ瀬がないこととなる。「あるとき、男性は、結婚生活に引きずり込まれ結婚生活の経済的要求を充たしていくことに、慎重になっていった。男性たちは経済的成功を最優先する態度を保ちながらも、自分たちが他の人たちのために働くべきであるとは、もはや必ずしも考えなくなったのである。ずっと自由でいるために、男性は独身を続けるべきで、そうすれば自分の労働の成果を、妻や家庭の要求を考慮せずに享受できるようになる」。このようなスタイルは、因習的に男性のものとされてきた勤勉な生活を疑問視したように思えるビート族やヒッピー族を先例としてあげることができる、とギデنزはいふ。かれらは、婚姻関係や家庭生活、家庭への責任を軽蔑していたか

らである（同掲書、p 225）。

4．今後の二つの方向性

ギデンズの「親密性の変容」にはサブタイトルがあり、それは「近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム」というものである。本稿では、この三つの中の愛情（感情）を中心に検討してきた。愛情の獲得には、セクシュアリティやエロティシズムの解放が前提としてある。それに支えられて親密性が市民権を得ようとしているのだと思える。しかし、そこに広がる男女間の「感情の溝」は深い。この「感情の溝」をギデンズは、どのように解決しようと考えているのだろうか。

「男女の分離」の項でギデンズはこう述べている。

…つまり、男性は女性たちの生活を束の間通り抜けるだけで、女性は、家族生活の真の基盤となっていく。男女の和解は「大人の男女の間での忠誠心や信頼感の、何らかの形の修復」にもとづくことで可能になるが、和解は決して確約されていないのである。

ゴールドバーグの勧告は、そのほとんどが自己のアイデンティティに關している。男性たちは、男性を男性の「内的経験」から切り離してきた影響力に打ち克つために、男性性を定義づけし直すように要求されてきたのである。男性たちは、行動原理に対する隷従をつづけさせる働きをしてきたレッテルをもちいないように、つまり、臆病ものや弱虫、落伍者、未熟もの、不能、女嫌いと思なされることを恐れないようにすべきなのである。男性は、女性同士互いに提供できるのと同じような支援を供給するために、他の男性たちとの緊密な友情を育てていくべきなのである。どの男性も、自分と深い関係になる女性は、従順で、自分を敬慕しなければならないという考えを絶つことが重要である。むしろ、男性は、自立した一個人としての女性たちとの関係性を育てていくべきなのである。男性たちは、男性のもつ「女性的な側面」を現世させて、「激しい感情や依存心、受動性、流暢な弁舌、遊び好きなこと、肉感性、精神的な傷つきやすさ、常に責任を負うことに対する抵抗」を取り戻す必要がある（同掲書、p 227～p 228）。

ギデンズは「現実には異性愛婚姻は、純粋な関係性や自由に塑型できるセクシュアリティの高まりによって、相当程度蝕まれている。仮に従来正統とされてきた婚姻が、実際にそうなり始めているとはいえ、他の多くのライフスタイルのひとつにすぎないという捉え方がまだ広くなされていないとすれば、それは、ひとつには制度的遅滞からであり、また、ひとつには、男女のそれぞれの心的発達が異性に関して生みだす魅了された気持ちと嫌悪感が複雑に交錯しているからである」という。従来正統とされてきた婚姻が多様化していることが本稿の出発点であった。一見満たされていると見える夫婦の中に、なぜ感情の溝が深まっているのか。女性は何を求め、男性はこれに応えられるのかというのが、

その解決の糸口を見つける作業であった。解答を見つけるのは簡単ではないが、「なぜ、純粋な関係性が一人ひとりの生き方の模範になればなるほど、こうした一群の逆説的態度がますます見た目にも明らかになっていく」のかを考えていくことが必要となる(同掲書、p 230)。

最後に、ギデンズは、男女は純粋な関係性に近づいていくべきものであると考えているのであるが、そうはならないときには、男女間に希薄や破綻が訪れるであろうことを予測する。しかし、純粋な関係性が構築されなくとも、男女はある方向で生き残ることはできると考えている。その考え方について次に検討したい。

純粋な関係性に近づいていないほとんどの異性愛婚姻(また多くの同性愛関係は)仮に共依存症的関係に陥らない場合、おそらく二つの方向に変わっていくであろう。一つは、友愛結婚の変形である。配偶者どうしの性的没頭の度合いは低いが、対等な立場や相互の思いやりの気持ちがかなりの程度関係性の中に組み入れられていく。これは近代後期の婚姻類型であり、友情関係を範型にしている。もう一つの形態はパートナーが双方とも婚姻関係を生活基地として利用し、双方とも互いに相手のほんのわずかな感情投入しか行っていない場合である。この形態は、異性愛婚姻の旧来の「標準類型」、つまり、男性は結婚生活を仕事に出て行くための場として利用する一方、妻は夫のくつろいだ暮らしの手段を整えていくような関係とは異なる。この場合、パートナーは双方とも、結婚生活を自分たちが外部世界に立ち向かっていくために身を置く、比較的安心な環境と見なしているのである(同掲書、pp 230~231)。

ここに述べられている二つの方向性は、一つは近代後期の婚姻類型であり、友情関係がその範型になっているとされる。また、もう一つは、婚姻関係を生活基地と見て、外部世界に立ち向かっていく比較的安心な環境と位置づけられている。これらの二つの方向性は、すでにこの数十年間に経験されてきたスタイルから想像することはできる。感情の溝を埋められなかった夫婦が、純粋な関係性を求めて得られなかったその代償として、補償的方法が修得されていくのであれば、その後の夫婦関係の希薄化や破綻を想定せざるを得ない。なぜならば、婚姻関係が「友愛的」であり、「生活基地」であったとしても、夫婦が各々、外部世界で活動するときに多くの外部者との交流があり、それがあつた限り、破綻の可能性を常にはらんでいるからである。

見方を変えれば、この二つの方向性の婚姻関係は、夫婦が相互に「手段」として位置づけられているのではないだろうか。人間は自己を「手段」としてではなく、「目的」としてとらえられたい存在である。言い換えれば「取替えのきかない唯一の人」としてみなされる存在であることを意識下で望んでいる。そうであれば、双方がこの二つの方向性を納得することはむずかしい。

そうなると、夫婦の純粋な関係性の構築がやはり重要な課題となる。男女の純粋な関係

性について、3.の「親密性の変容」の中で、ギデنزは次のように述べていた。「純粋な関係性とは社会関係を結ぶというそれだけの目的のために」、「互いに相手との結びつきを続けたいと思う十分な満足感を互いの関係が生み出しているとみなす限りにおいて関係を続けていく」状況をさすと。世界や日本の著名なパートナー関係の中にそのような関係性を思い浮かべることはできるが、そのような一握りの人々ではなく、普通の人々が理解できるより永続的な親密性への方法をギデنزはいまだ指し示していない。

5. おわりに

「純粋な関係性を、(中略)互いに相手との結びつきを続けたいと思う十分な満足感」を重要なキーワードであるとするならば、ここで具体的な結婚満足度のデータを提示・検討して今後の考察の参考としたい。

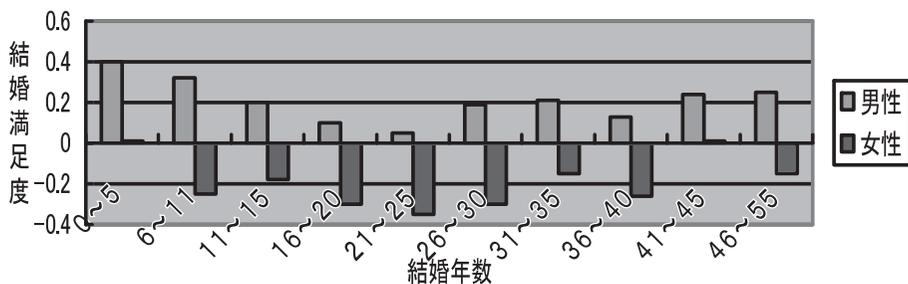


図1 結婚年数別にみた結婚満足度の平均値 (稲場、2004年より筆者作成)

このグラフは、全国家族調査 [NFRJ98] の調査結果から作成されたものである。男性の結婚満足度は平均して常にプラスであるが、女性の満足度は平均してマイナスである。男女とも結婚後25年ころまでは、男性の長時間労働や、女性の子育てにおける課題を抱え多忙の時期である。しかし、男性の長時間労働による女性との会話の時間のとりにくさも、意識の変革とわずかな時間でも恒常的に会話することにより、女性との差を埋めていくことはできるのではないか。

人類の長い家父長制の歴史の中で培われてきた男性性と女性性が、その役割上の必要性から感情的差異を生み出してきたと考えれば、ギデنزのいう「感情の溝」が埋められることはむずかしいが、男性と女性が、新しい時代の「平等」と「尊重」の精神を繰り返し認識することにより、「感情の溝」の「溝」を埋めていくことは可能ではないだろうか。

引用、参考文献

- ・ A. ギデنز 『親密性の変容』松尾精文・松川昭子訳、而立書房、1995年。
- ・ A. ギデنز 『ギデنزとの対話』松尾精文訳、而立書房、2001年。
- ・ 稲場昭英 「夫婦関係の発達の变化」(渡辺秀樹・稲場昭英・嶋崎尚子『現代家族の構造と変容 全国家族調査 [NFRJ98] による計量分析』東京大学出版会) 2004年。

- ・伊藤裕子 「夫婦関係における男性」(柏木恵子・高橋恵子『男性の心理学』) 有斐閣、2008年。
- ・江原由美子 「夫婦関係と親子関係のゆくえ」『フェミニズムと権力作用』、勁草書房、1988年。
- ・宮坂靖子 「夫婦の関係」 (石川実編『現代家族の社会学』有斐閣) 1997年。
- ・牟田和恵 「家族 さまざまなかたちと文化」 (石川実編『現代家族の社会学』有斐閣) 1997年。
- ・渡辺秀樹 「家族ライフイベントのゆくえ」『家族社会学研究』5号、日本家族学会編 pp 59~74、1993年。